

<外科集談会会則>

第1章 総 則

第1条 本会は外科集談会と称する。

第2条 本会の事務は、東京大学腫瘍外科学・血管外科学教室が取扱う。

第2章 目的および事業

第3条 本会は外科学に関する諸問題を広く研究することを目的とする。第4条 本会はその目的達成のために、次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会、講習会の開催。
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
3. 本会に日本臨床外科学会東京支部を置きその運営にあたる。運営は別に定める日本臨床外科学会東京支部内規による。

第3章 会 員

第5条 本会会員は、本会の目的に賛同する施設会員(大学、病院または診療科および研究施設) および個人会員とし、入会には世話人会の承認を得るものとする。

第6条 会員は会費を納入し、本会の事業および運営に参加することができる。

第7条 本会の運営に功績のあったものを顧問とすることができる。顧問は会費を免除される。

顧問は本会の事業に参加し、世話人会に出席して意見を述べることができる。

第4章 役 員

第8条 本会には、次の役員をおく。

会 長 1名

世話人 若干名

幹事 若干名

監事 2名以上

その任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 会長は、世話人または顧問の中から世話人会によって選出され、本会の業務を総理し、本会を代表する。

第10条 世話人、幹事、監事は、施設代表者または個人会員の中から世話人会によって選出され、本会の運営に当たる。

第5章 世話人会

第11条 世話人会は学術集会の際に、開催する。

第12条 世話人会は、次の事項を審議する。

世話人会の議事は出席者の過半数の賛同によって決定する。

1.事業報告および会計報告

2.学術集会に関する事業計画

3.会則の変更

4.その他、必要と認めた事項

第13条 会長は世話人会の事項を、必要に応じて学術集会において報告する。

第6章 学術集会

第14条 学術集会は毎年4回開催し、会員の研究発表を行なう。

第15条 当番世話人は世話人会で決められ、指定された学術集会を開催、運営する。

第16条 講演要旨は日本臨床外科学会雑誌に掲載される。

第7章 会費および会計

第17条 会費は施設会費年額15,000円、個人会費年額1,000円とする。

第18条 本会の会計年度は1月1日より同年12月31日迄とする。

第8章

第19条 本会則の変更は、世話人会の議を経て決定する。

附 則

1.本会則は平成4年12月5日より施行されるものとする。

2.本会則は平成10年9月12日に改定した。

3.本会則は平成20年3月8日に改定した。

4. 本会則は令和元年12月21日に改定した。